

## 議 事 録

会議の名称	令和2年度登米市農業委員会第9回総会																																
開催日時	令和2年11月25日（水） 午後1時30分 開会 午後3時19分 閉会																																
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																
議長の名氏	高橋 清範 会長																																
出席者 （委員） の氏名	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:25%;">1番 岩 淵 勉</td> <td style="width:25%;">2番 佐々木 子</td> <td style="width:25%;">3番 櫻 井 利 光</td> <td style="width:25%;"></td> </tr> <tr> <td>4番 菅 原 浩 之</td> <td>5番 田 島 幹 雄</td> <td>6番 阿 部 晃 徳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7番 柴 崎 専 一</td> <td>8番 佐 藤 瑛 彦</td> <td>9番 鈴 木 巖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10番 佐 藤 幸 治</td> <td>11番 松 野 秀 郎</td> <td>12番 阿 部 静 男</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13番 鈴 木 泰 子</td> <td>14番 浅 野 和 宏</td> <td>15番 五 十 嵐 幸 喜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16番 尾 張 勝 二</td> <td>17番 芳 村 忠 市</td> <td>18番 三 塚 芳 毅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19番 芳 賀 秀 二</td> <td>20番 小 野 寺 義 幸</td> <td>21番 佐 藤 久 順</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22番 上 野 栄 公</td> <td>23番 門 馬 一 郎</td> <td>24番 高 橋 清 範</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align:center;">( <span style="background-color:gray; border:1px solid black; display:inline-block; width:1em; height:1em;"></span> は欠席委員、 <span style="border:1px solid black; display:inline-block; width:1em; height:1em;"></span> は遅参委員、 <span style="border:1px dashed black; display:inline-block; width:1em; height:1em;"></span> は早退委員)</p>	1番 岩 淵 勉	2番 佐々木 子	3番 櫻 井 利 光		4番 菅 原 浩 之	5番 田 島 幹 雄	6番 阿 部 晃 徳		7番 柴 崎 専 一	8番 佐 藤 瑛 彦	9番 鈴 木 巖		10番 佐 藤 幸 治	11番 松 野 秀 郎	12番 阿 部 静 男		13番 鈴 木 泰 子	14番 浅 野 和 宏	15番 五 十 嵐 幸 喜		16番 尾 張 勝 二	17番 芳 村 忠 市	18番 三 塚 芳 毅		19番 芳 賀 秀 二	20番 小 野 寺 義 幸	21番 佐 藤 久 順		22番 上 野 栄 公	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範	
1番 岩 淵 勉	2番 佐々木 子	3番 櫻 井 利 光																															
4番 菅 原 浩 之	5番 田 島 幹 雄	6番 阿 部 晃 徳																															
7番 柴 崎 専 一	8番 佐 藤 瑛 彦	9番 鈴 木 巖																															
10番 佐 藤 幸 治	11番 松 野 秀 郎	12番 阿 部 静 男																															
13番 鈴 木 泰 子	14番 浅 野 和 宏	15番 五 十 嵐 幸 喜																															
16番 尾 張 勝 二	17番 芳 村 忠 市	18番 三 塚 芳 毅																															
19番 芳 賀 秀 二	20番 小 野 寺 義 幸	21番 佐 藤 久 順																															
22番 上 野 栄 公	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範																															
事務局職員 職 氏 名	<p>説明員：農業委員会事務局</p> <p>事務局長 田辺賢一、事務局次長 佐藤達也、局長補佐 菅原賢、小林 仁、 農地管理係 主幹 伊藤裕美、主査 千葉 貴行、主査 石川巖穂、 産業経済部 産業総務課 課長補佐 菊地武 主査 千葉三智子 主査 佐藤 聡 書記：農業委員会事務局 局長補佐 菅原賢</p>																																
会議結果	<p>報告第34号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第35号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第36号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第37号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>報告第38号 農地法第5条の規定による許可書の返納について</p> <p>議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第62号 非農地証明願について</p> <p>議案第63号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第64号 特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定について</p> <p>議案第65号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について</p> <p>議案第60号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第61号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第62号 願出のとおり証明することに決定した。</p>																																

	議案第 63 号 原案のとおり決定した 議案第 64 号 原案のとおり決定した 議案第 65 号 原案のとおり決定した
会議の概要	下記のとおり
会議資料	令和 2 年度登米市農業委員会第 9 回総会資料 ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 諸般の報告
発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、9 番 鈴木 巖 委員、10 番 佐藤 幸治 委員を指名します。
議長	日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。
	《 異議なしの声あり 》
議長	異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定しました。
議長	日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	ここで、議案の説明についてお諮りします。 新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は省略することに、決定しました。
議長	日程第 4、議案第 64 号「特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定につい

	<p>て」を議題とします。 事務局並びに産業経済部から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》 《産業経済部説明》</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>これから、議案第 64 号について、質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで議案第 64 号の質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 64 号を採決します。 お諮りします。 本案は、異議なしと意見を決定することにご意義ありませんか。</p> <p>《異議なしの声あり》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 64 号「特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定について」 は、異議なしとの意見を市長に提出することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 5、議案第 65 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」を議題とします。 事務局並びに産業経済部から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》 《産業経済部説明》</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>これから、議案第 65 号について、質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
15 番委員	<p>農振の見直しは、地権者から申請があれば除外できる場合もあり、いろいろな要件があると思いますが、5 年に一度見直して、昨年从去年から来年の春まで農振除外の申請は一切受付しないということになっているようです。実は、私の方で家を</p>

建てたいという申請があって、そこは農振内に入っています。ただし今年も1年間見直し期間であって受付は出来ません。3ヶ月で審査するものですので、4月から4、5、6と3ヶ月受付をまとめて7月申請を受け付ける。半年以上は時間がかかっています。今すぐ建てたいということで、子供たちが戻ってくるので建てたいという所がありました。今話したとおり1年間無理でしょうということで、このような場合に、何ともなりませんとお話しましたが、できれば1年間受付をしないということではなく、見直しは見直しでやっていただくことは結構ですが、そのような猶予期間は置かないで、すぐ受付していただいて対応していただく方法はありませんか。3ヶ月というと非常に長いです。石巻の方でお聞きしましたが、毎月やっているそうです。申請受付を。なぜ登米市だけが3ヶ月なのかその辺の理由と、この土地は四方を宅地に囲まれてその中に農振地域の農地があります。そのような所は、本人が申請をしなくとも見ていただいてこれは農振除外しても良いのではないかとこの所がいっぱいありますので、その辺の所も協議していただきたい。

産業経済部

まず、農振の見直しですが、今回今年の4月から来年の3月31日までの1年間見直しのため受付について停止している状態です。これにつきましては、昨年度2回ほど広報等で周知しておりました。また3月に、その時点でギリギリに相談に来た方につきまして、計画がきちんとしているもので、農振の通常の見直しと同じような計画書がある方につきましては、5月末まで今回の見直しの中に入れて除外を対応しました。なぜ1年間受付を止めなければならないかといいますと、今日の資料の中に変更理由書があります。ここで面積を確定させなければなりません。3月末で、農業委員会で受付した案件ですが、農振の除外が決まるのは9月末になります。そのようになるとそこがギリギリになります。3月受付の分は9月に決定になり、そこから県と協議します。その期間がどうしても半年間かかってしまうものですから、受付の方を3月末で止めるようになっております。そのような理由がありまして、1年間受付を止めております。また、登米市で農振の受付を3ヶ月ごとに受付している経緯につきまして、農振の受付につきまして、3ヶ月に1回や毎月やるといったことは特に農振法の中では規定はありません。登米市ではこれまでずっと3ヶ月ごとでやってきてきましたが、件数等を勘案しまして、これまで3ヶ月というようなことでしてまいりました。石巻市は毎月ですが、ちなみに被災地の方では、被災してからしばらくは毎月やっていたということですが、最近では3ヶ月ごとに戻したということです。現在受付を3ヶ月や毎月やるといったことは内部では検討しておりません。宅地内の農地について自動的に外すことが出来ないかということについて、例えば建物建っているような場合、農業用施設用地で機械など置いているような場合、課税の基準が変わっていますというようなことがあります。こちらで気を利かせたつもりで外して、かえってそれが地権者の方に不利になることもありますので、今回の見直しでは、アンケート調査で希望があった農地と、それと山間部で森林原野化している農地で、そのようなものはこちらで除外したようなケースはあります。宅地周辺につきましては、こちらで除外はしておりませんでした。

15 番委員	<p>今の説明をお聞きますと、3ヶ月に分けてやるというようなことで、考えていないというお話しですが、農振除外、家を建てたいので早く除外してほしいと、やむにやまれずそのようなケースもあります。先ほどの説明では半年以上もかかってしまう、それではあまりにも時間がかかってしまい過ぎます。もっともっと機敏に、短期間に除外できるような方法、制度に出来ないものでしょうか。家が今狭くて早急に、家族がいる所がないから家をすぐ建てたいと申し入れているにもかかわらず、除外できないからそこに建てられませんかと言われても、それではその間どこに住んでいるのか。結果的には佐沼やどこかに借家をして、その期間家を建てるまで住まざるを得ない。ただ別世帯でそこに娘夫婦が入ってくるのです。そのような事情を踏まえた中で、やはり早く除外していただくのが、厳しい面もあると思いますが、十分な処理もあると思いますが、その辺のところもう少し考えていただきたい。1年間受付できませんと事務的な処理はわかります。せっかく農振除外の面積を把握するためにきちんとした数字を出さなければならぬのでしようが、それはそれとして、やはりもっと早く対応できるような方法はないのでしょうか。私の要望ですが。やはり除外するものは除外する。先ほど話した家が四方に囲まれた場合ですが、約千㎡ぐらいあります。その囲いが。農振内になっております。なぜここが農振になっているのか。大昔で農振になっており、今は除外できません。そこに何か建てたい。太陽光やってみたくはしたがなかなか出来ない。それぞれのことをもう少し勝手な話しではなく、地権者の要望があるから外すということではなく、もう少し見ていただきたい。毎月やる考えはないということですが、その辺の考えはどうですか。考えていただけないのでしょうか。</p>
産業経済部	<p>毎月除外する件について、私の立場でここでは何ともいえません。現実的に相談ですと、毎月期限関係なく相談はあります。ただ毎月となると、事務处理的な部分はやれる可能性はありますが、他の業務、農振だけやっているのであれば出来ます。他の業務もありますので、厳しい部分も現実です。</p>
15 番委員	<p>他の業務があるから厳しいということではしようが、市民の立場になって考えてください。事務的な部分、職員が足りないのであれば協議していただいて、はねないで。考えて前向きな姿勢を取っていただいて。今年1年間受付しないということにつきまして、広報で流しているのでも十分に皆さんに伝わっているでしょう。そうではないです。あまりそれぞれの所を簡単に流さないで、もっともっと浸透する方法をとっていただいて。今回の件だってわからなかったようです。広報を見なかったかどうかわかりませんが、その辺の所をもう少し市民の目線に立ってみていただきたい。</p>
産業経済部	<p>周知につきましてはホームページや広報で2回流したりはやっておりますが、それとアンケートで1年間受付出来ないということも周知はしていますが、皆が皆興味を持って見るとは限りませんし、必要になった時しか農地のことは考えた</p>

議長	<p>りしないと思います。それもありますので、周知の方法についてももう少しその辺考えていただきたい。</p> <p>県の方の手続きが結構時間がかかると言いましたが、少しでもそこ説明してください。</p>
産業経済部	<p>農振の手続きですが、3月末に受け付けたものが、9月まで係るというような訳ですが、受付をして農業委員会にかけて、それから県と協議して、県の方でその土地が第1種農地に隣接しているかや、代替え地がないかなど細かいところをチェックしたりしてやり取りしています。その他にまた農業委員会にかけるものですので、受付してから軽微な変更であれば3ヶ月ぐらいで決定は出来ますが、除外となるとどうしても6ヶ月かかってしまいます。そこは制度的なものですので、どこか飛ばすということにはなりません。公告、縦覧期間などもありますので、期間的には6ヶ月はギリギリです。頑張って6ヶ月です。それと農業委員会にかけるタイミングも、農業委員会も月1回しかありませんので、随時持ち回りで決裁というわけにもいきませんので、タイミングが悪いと長くかかってしまうということがあります。現状はそのようになっております。</p>
議長	<p>県の対応については、県の三浦さんと話しをして、できるだけ短くするような方法はないか私も確認しますので、よろしくお願い致します。</p>
22 番委員	<p>資料2の1ページ目について、我々農業委員が人・農地プランについて、実質化に向けて先日も議員と意見交換したりしております。農業委員会では、一生懸命やっているつもりですが、この中に1ページ目の下から5番目、農業については、名実ともにとありますが、人・農地プランについてはまったく触れておりません。これは一番最後におおむね10年先とありますが、目標というものを掲げていただきたい。人・農地プランについては関係ないのか。その辺産業経済部はどのように考えているのでしょうか。</p>
産業経済部	<p>この計画書中で、人・農地プランについては説明しておりません。触れていない理由ですが、今回の計画についてはおおむね10年先まで見た計画となっております。そのため計画につきましては、特に農政につきましては3年や5年で内容が大きく変わっております。なので個別の計画を入れてしまうと内容が合わなくなってしまう。農業振興地域整備計画につきましては、方向性を示す計画となっております。これからやる個別の計画を入れるということはしていませんでした。そのような理由でこちらの方に入れておりませんでした。</p>
22 番委員	<p>それは考え方でそれぞれだと思いますが、人・農地プランの中で集積や集約というものは今後本当に地域の振興に欠かせないものになります。2, 3年後や5年後は入れないということですが、ちょっと納得がいかないような気がします。</p>

議長	<p>今委員が言ったことは、将来ビジョンに少しぐらい入っていても良いのではないかとことです。</p>
23 番委員	<p>字が間違っている集落がありました。資料 2 の 18 ページの糠塚となっておりますが、ここは糠塚です。訂正願います。正解の部分もありますが、間違っている部分が多いかなと思います。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで議案第 65 号の質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 65 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、異議なしと意見を決定することにご意義ありませんか。</p> <p>《異議なしの声あり》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 65 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」は、異議なしとの意見を市長に提出することに決定しました。</p>
議長	<p>ここで、職員の入替のため、暫時休憩いたします。</p> <p>《 休 憩 》</p>
議長	<p>再開いたします。</p>
議長	<p>日程第 6、報告第 34 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 34 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を終わります。</p> <p>日程第 7、報告第 35 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p>

議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 35 号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 8、報告第 36 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 36 号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 9、報告第 37 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 37 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 10、報告第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可書の返納について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可書の返納について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 11、議案第 60 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しておりま</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>19番委員</p>	<p>す。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は、1筆以外は全て耕作されております。その1筆は、今後所定の手続きを行う予定であります。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>19番 芳賀 秀二 委員</p> <p>登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和2年11月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号15番について、別紙議案説明資料1ページから8ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、一関市花泉に居住する譲受人が、石越町南郷地内の農地を、栗原市若柳に居住する兄である譲渡人から譲り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、現在、登米市に農地は所有しておりませんが、栗原市に約56アールの農地を所有しており、今回取得する農地と併せて営農を行うもので、基幹作業については作業委託するものの、農地の管理・経営については自ら行うとのことであり、許可については妥当との意見で一致しました。</p>
---	---

以上のとおり報告します。

令和2年11月25日

現地調査委員 1番 岩淵 勉 委員  
19番 芳賀 秀二 委員  
23番 門馬 一郎 委員

調査報告が終わりました。

議長

地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにはしておりますが、支障等について自席で発言をお願いします。なお、進行番号9番については、私が担当委員になり、支障ありません。

議長

進行番号1番について、20番 小野寺 義幸 委員

議長

《支障なしの声を確認》

進行番号2番について、22番 上野 栄公 委員

議長

《支障なしの声を確認》

進行番号3番について、18番 三塚 芳毅 委員

議長

《支障なしの声を確認》

進行番号6番について、17番 芳村 忠市 委員

議長

《支障なしの声を確認》

進行番号10番、11番について、19番 芳賀 秀二 委員

議長

《支障なしの声を確認》

進行番号12番、13番について、5番 田島 幹雄 委員

議長

《支障なしの声を確認》

進行番号14番について、9番 鈴木 巖 委員

議長

《支障なしの声を確認》

地域との調和要件について支障等はないようです。

議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
23 番委員	<p>進行番号 14 番について、備考欄に判決の確定と書いていますが、判決に基づき許可申請を行い、連絡が取れないとあり、連絡が取れない方とこの手続きを進めてよろしいのでしょうか。また、最初の契約の時点で話しがあったというようなことが推測されますが、その辺の内容詳しくわかればお願いします。</p>
事務局	<p>譲受人は平成 26 年に、農地法第 3 条の許可を受けることを条件に売買することを約束し、そのとおり譲渡人に金額を払っております。譲受人は譲渡人から農地法第 3 条の許可申請を待つと話し、待つことを約束されておりました。しかし、譲渡人は農地法第 3 条の許可申請の手続きを行うことがなく、今年になってから連絡が取れなくなりました。そのため譲受人は裁判を行い、その判決により判決が確定したため、判決に基づき農地法第 3 条の許可申請をいただきました。譲渡人の欄に記載がないということにつきましては、裁判による確定判決による譲受人の単独申請により記載がされておられません。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
	<p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 60 号を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 60 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 12、議案第 61 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》 本議案に係る申請は、第 5 条申請が 11 件です。適用法令等を確認したところ、</p>

事務局	<p>農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
議長	<p>21番 佐藤 久順 委員</p>
21番委員	<p>農地法第5条の進行番号1番及び2番については、別紙議案説明資料9ページから14ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に駐車場及び貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号3番、6番、7番については、別紙議案説明資料15ページから17ページ、24ページから26ページ、27ページから29ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電設備を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号4番については、別紙議案説明資料18ページから20ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に事務所兼作業所を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号5番については、別紙議案説明資料21ページから23ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に資材置場及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>また、進行番号5番については、申請地は既に一部農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p>

以上のとおり報告します。

令和2年11月25日

現地調査委員 18番 三塚 芳毅 委員  
21番 佐藤 久順 委員  
22番 上野 栄公 委員

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

19番 芳賀 秀二 委員

農地法第5条の進行番号8番については、別紙議案説明資料30ページから32ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に土木工事用の車両置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料33ページから35ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号10番については、別紙議案説明資料36ページから38ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地の居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号11番については、別紙議案説明資料39ページから41ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年11月26日

議長

議長

19番委員

現地調査委員 1 番 岩淵 勉 委員  
19 番 芳賀 秀二 委員  
23 番 門馬 一郎 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより、議案第 61 号について、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。  
これで議案第 61 号の質疑を終わります。

議長

これから議案第 61 号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。よって、議案第 61 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

議長

日程第 13、議案第 62 号「非農地証明願について」を議題とします。  
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

議長

農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。

議長

これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 62 号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 62 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 14、議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 本案件については、所有権移転が 15 件、利用権設定が 38 件となっております。 利用権設定の進行番号 3 番が 20 番 小野寺 義幸 委員に、進行番号 5 番が 2 番 佐々木 まき子 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。 したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 3 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 20 番 小野寺 義幸 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定により、20 番 小野寺 義幸 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第 63 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 3 番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 63 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 3 番を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 3 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>20 番 小野寺 義幸 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p> <p>次に、「利用権設定の進行番号 5 番についての審議に入ります。</p> <p>本案件は 2 番 佐々木 まき子 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定により、2 番 佐々木 まき子 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p> <p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>

議長	
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われま</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	これより議案第 63 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 5 番について、質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 63 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 5 番を採決します。
議長	お諮りします。
	本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 5 番は原案のとおり決定しました。
議長	2 番 佐々木 まき子 委員 の入場を許可します。
	《着席を確認》
議長	次に議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。
議長	事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
事務局	本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われま

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
10 番委員	<p>進行番号 13 番について、利用権設定する者が 4 名で、経営面積が 143.8 アール、設定する農地が多いのではないのでしょうか。利用権設定する面積が 16,570 m<sup>2</sup>でその差は何ですか。</p>
事務局	<p>詳細については担当から説明させていただきますが、こちらにつきましては備考にもありますとおり、共有地でありそれぞれの持分で、代表で記載しております。全体の内の持分になります。こちらの方は一番上の方の経営面積が代表で記載されています。</p>
10 番委員	<p>この方々家族で、お父さん、旦那さんが亡くなって相続になっております。</p>
事務局	<p>一人名字が違います。世帯も別になっております。面積は確認して報告します。</p>
事務局	<p>こちらの農地は共有地で、今回 4 筆貸すこととなりますが、経営面積については共有地の面積が足されて計算されていなかったようです。面積が合っていないのはおかしいので、合うように記載すべきでした。</p>
10 番委員	<p>経営面積が違っていたということで、理解してよろしいですか。今まで貸す農地より経営面積が少ないということはありませんでしたので、今後このような時には気をつけていただきたい。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 63 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件について</p>

議長  議長	<p>は原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。</p> <p>会議を閉じます。令和2年度第9回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>
--------------	---

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和2年11月25日

議長(会長) \_\_\_\_\_ 高橋 清範

議事録署名人 9番 \_\_\_\_\_ 鈴木 巖

議事録署名人 10番 \_\_\_\_\_ 佐藤 幸治